

地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の創設を求める意見書

たばこ税は、国、地方合わせて毎年2兆円を超える貴重な財源であり、本県においては、県と市町を合わせて年間80億円以上の地方たばこ税収入があり、県民の生活に大きく役立てられている。

しかしながら、健康増進法改正を始めとする喫煙規制の強化や度重なるたばこ税の増税などにより、たばこ販売店の売上げは激減し、その経営に大きな影響を受けているほか、飲食・宿泊サービス業においては、分煙環境整備に多大な負担が生じている。

令和2年4月に全面施行された改正健康増進法の趣旨は、望まない受動喫煙を防止することであり、分煙環境の整備を推進することは、喫煙者非喫煙者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現につながり、今後のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれているため、地方たばこ税を分煙環境の整備に有効活用していくことが望まれている。

よって、国におかれては、望まない受動喫煙を防止し、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会を実現するため、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の創設に取り組むよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	金子	恭之	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
厚生労働大臣	後藤	茂之	様
農林水産大臣	金子	原二郎	様
内閣官房長官	松野	博一	様

石川県志賀町議会議長 南 正紀